

1、口座振替納付依頼書記入例

下記の「記入例」を参考に「福岡市口座振替納付依頼書」（口座封筒）に必要事項を黒のボールペンでご記入・ご捺印ください。（廃止届の場合も、金融機関へ照会する際に預貯金者口座情報及び金融機関お届け印が必要となります。）

印影が乾きましたら、封筒を作成（しっかりと糊付け）し、郵送してください。

※切手代は不要です。

申込の区分の左側の口を塗りつぶしてください。変更の場合も区分は新規となります。記入がない場合は、新規として取扱います。郵便局については廃止の手続きはできません。

水道料金等を申込される方で、お客様住所・氏名と水道名義の住所・氏名が異なる場合にご記入ください。

口座番号の数字は右づめでご記入ください。

預金通帳の名義の通り肩書き・氏名等を正確にご記入ください。お客様名と口座名義人が異なるときは、必ず口座名義人の承諾が必要です。

金融機関お届け印を、鮮明な印影で押印してください。

福岡市口座振替納付（自動払込）依頼書

取扱金融機関 御中

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

私は、福岡市・福岡市水道局・福岡市道路下水道局から下記種目の納付（税）義務者名義の納付書が貴店に送付されたときは、下記指定口座から口座振替（自動払込み）により納付したいので約定及び福岡市収納金口座振替取扱要項を確認の上、福岡市を経由して依頼いたします。

申込区分 <small>（ゆうちょ銀行は新規のみ）</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 廃止	開始希望時期 <small>※ご希望に添えない場合があります。</small>	年	月（期）	以降							
(フリガナ)	フク	オカ	タ	ロウ	電話（自宅）勤務先 ※日中連絡可能な電話番号 （092） 111 - 111								
お客様名 （納付（税）義務者）	福岡太郎			福岡次郎									
住所	福岡市中央区天神1-8-1												
水道ご使用の住所	福岡市中央区大名2-5-31			フリガナ	フク オカ シ ロウ								
水道名義	福岡次郎												
◆お取引口座 振替日は福岡市・福岡市水道局・福岡市道路下水道局が指定する日													
ゆうちょ銀行以外の ご契約金融機関	○ ○		銀行	× ×		本店 出張所							
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		口座番号								
金融機関コード	1 2 3 4 5 6 7		金融機関コード										
ゆうちょ銀行	1 0 0 0 0		の		8 7 6 5 4 3 2 1								
金融機関お届け印兼承諾印	福岡		フリガナ	フク オカ シ ロウ									
預貯金者 口座名義	福岡次郎			電話番号(092)999 - 9999									
水道料金領収書送付希望住所（記載のない場合は、水道使用住所にお届けします）	住所		水道使用住所										
送付先あて先名	住所												
<p>口座振替依頼種目（依頼する種目左欄の口を塗りつぶしてください。）※丸数字は自動払込に対応</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 市県民税（普通徴収）④ <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税④ <input checked="" type="checkbox"/> 軽自動車税④ <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険料⑦ <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険料③ <input checked="" type="checkbox"/> 水道料金等① <input checked="" type="checkbox"/> 市営住宅使用料⑥ <input type="checkbox"/> 母子父子寡婦貸付福祉資金貸付金償還金⑦ <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料⑤ <input type="checkbox"/> 下水道使用料② <input type="checkbox"/> 下水道受益者負担金② <input type="checkbox"/> 水洗便所改造資金貸付金償還金② <input type="checkbox"/> 再生水料金② <input type="checkbox"/> 保育料⑦（児童氏名） <input type="checkbox"/> 留守家庭子ども会利用料⑦（児童氏名） <input type="checkbox"/> フリガナ <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム負担金（入所者）⑦ <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム負担金（扶養義務者）⑦ </p>													
市県民税（普通徴収）	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	9	9	9
固定資産税	2	0	3	4	5	6	7	8	9	9	9	9	9
軽自動車税	（中央）区 ※車両を特定することは出来ません。同じ区内で課税されている全ての車両が対象となります。												
水道料金等	2	0	1	2	3	4	5	6	0	0	0		
国民健康保険料	1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	0	0	3
介護保険料	1	0	5	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7
市営住宅使用料	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		

この書類に記入した年月日をご記入ください。

口座振替の開始時期の希望がある場合は、ご記入ください。手続きには2か月程度かかりますので、希望に添えない場合があります。記入がない場合は、福岡市が処理できる直近の月からの

金融機関コード及び店番の記入の必要はありません。

（重要）
口座振替を申込される種目の左側の口を塗りつぶしてください。保育料、留守家庭子ども会利用料を申込の方は、児童氏名もご記入ください。

口座振替を申込される種目の種目名・お客様番号・納付番号等（左詰）をご記入ください。
納付番号はハイフンを除いてご記入ください。

2、金融機関への約定 ※ゆうちょ銀行除く

1. 福岡市・福岡市水道局・福岡市道路下水道局から私が納付すべき納付書が貴行に送付された場合は、私に通知することなく、納付書記載金額を預金口座から引落のうえ、支払ってください。
2. 預金の払い出し手続きについては、普通預金約定又は当座勘定取引約定書等にかかわらず、当座小切手の振り出しまたは預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 指定預金口座の残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、当方に通知することなく、納付書を返却されても異議はありません。
4. この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
5. この取扱について、仮に紛議が生じても貴行に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

3、福岡市収納金口座振替取扱要項

取扱できる金融機関は、下記「口座振替取扱金融機関」のとおりです。
 福岡市税と介護保険料以外の種目では一部ご利用いただけない金融機関があります。
 別途、「種目毎の口座振替取扱金融機関一覧」または、次ページに記載の各担当課へご確認ください。

- ・ 口座振替の開始時期は、お申し込みされてからおよそ2ヶ月後以降の希望される開始時期以降となります。複数種目（支払）の口座振替をお申し込みされる場合に、口座振替の開始時期を別々にすることはできません。
- ・ ご記入いただいた個人情報については、福岡市・福岡市水道局・福岡市道路下水道局の全ての収納金の徴収事務に関する目的に限り、使用します。
- ・ この口座振替契約におけるお客様（納税または納付義務者）と口座名義人が異なる場合、お客様が納付すべき支払を口座名義人の指定預貯金口座から引落することになりますので、必ず、お客様の責任で口座名義人の承諾を得てください。また、福岡市はこのことによる紛争の責は負いません。

口座振替取扱金融機関一覧表（令和3年4月1日現在）

銀 行	信 用 金 庫
福岡 ※2、西日本シティ ※2、福岡中央 ※2、筑邦、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそな、北九州、百十四、佐賀、十八親和、南日本、肥後、熊本、大分、豊和、佐賀共栄、広島、西京、宮崎、鹿児島、新生、東京スター、伊予 ※1、宮崎太陽 ※1、あおぞら ※1	福岡、飯塚、福岡ひびき、遠賀
	信 用 組 合
	福岡県、横浜幸銀 ※1、朝銀西 ※1
	農 協
	福岡市、福岡市東部
	そ の 他
信 託 銀 行	九州信用漁業協同組合連合会、九州労働金庫、ゆうちょ銀行 ※2
三井住友 ※1、三菱UFJ ※1、みずほ ※1	

【市県民税・固定資産税・軽自動車税に関すること】

- ・ 市県民税・固定資産税にかかる領収証書は、発行されません。口座振替の結果については、預貯金通帳への記帳によりご確認ください。軽自動車税については、継続検査用納税証明書と併せて6月中旬に、福岡市から送付します。
- ・ 一度手続きをされますと、原則として毎年自動的に更新されますが、固定資産税・都市計画税の共有者が変更になったり相続等より所有者が変更になったりした場合には、再度手続きが必要となる場合があります。また、3年以上継続して口座振替の実績がなかった場合や預金者様の都合により数回に渡り振替ができなかった場合は、納付書のお支払いに変更となる場合がありますのでご了承ください。

【水道料金等に関すること】

- ・ 水道料金等につきましては、原則として次回検針時に「ご使用水量等のお知らせ」とあわせて「水道料金等領収書」をお届けします。「ご使用水量等のお知らせ」の領収書欄には金融機関名などは表示いたしません。
- ・ 水道料金等の領収書は、希望する領収書送付先に送付することができますが、その他の領収書を送付する場合は、お客様の住所へ送付することになります。領収書の取扱は各種目（支払）にて異なります。
- ・ 口座振替による支払方法の通知は、「ご使用水量等のお知らせ」のお支払い方法欄に『口座振替制』と表示しますのでご確認ください。なお、お支払い方法欄に『納入通知書制』と表示している場合は、口座振替の事務手続きができていないため、水道局から付する納入通知書でお支払いください。
- ・ 水道料金等は、「口座振替取扱金融機関一覧表」のうち、※1の金融機関については、福岡市内の支店のみ取扱できます。

【介護保険料に関すること】

- ・ 口座振替ご利用の方が、年金からの天引き（特別徴収）に該当した場合は、口座振替は自動的に停止となります。

【養護老人ホーム負担金に関すること】

- ・ 養護老人ホーム負担金は、上記の「口座振替取扱金融機関一覧表」のうち、※2の金融機関のみ取扱できます。

【後期高齢者医療保険料に関すること】

- ・ 後期高齢者医療保険料は、あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行での取扱はできません。

4、福岡市収納金口座振替お問い合わせ担当課一覧

令和3年4月1日現在

問い合わせ内容	担 当 部 署	電 話 番 号
この依頼書全般に関する事	会計室会計管理課	092-711-4027
福岡市税に関する事	財政局納税管理課	092-711-4490
市営住宅使用料に関する事	福岡市市営住宅センター	092-271-2564
水道料金等に関する事	水道局お客さまセンター	092-532-1010
下水道使用料等道路下水道局収納金に関する事	道路下水道局下水道料金課	092-711-4507
保育料に関する事	こども未来局運営支援課	092-711-4245
留守家庭子ども会利用料に関する事	こども未来局こども育成課	092-711-4662
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に関する事	各区 保険年金課	東 区 092-645-1102 博多区 092-419-1118 中央区 092-718-1124 南 区 092-559-5152 城南区 092-833-4123 早良区 092-833-4372 西 区 092-895-7090
介護保険料に関する事	各区 福祉・介護保険課介護サービス係	東 区 092-645-1069 博多区 092-419-1081 中央区 092-718-1102 南 区 092-559-5125 城南区 092-833-4105 早良区 092-833-4355 西 区 092-895-7066
母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に関する事	各区 子育て支援課家庭児童相談室	東 区 092-645-1072 博多区 092-419-1084 中央区 092-718-1104 南 区 092-559-5124 城南区 092-833-4104 早良区 092-833-4357 西 区 092-895-7069
養護老人ホーム負担金に関する事	各区 福祉・介護保険課養護老人ホーム担当	東 区 092-645-1071 博多区 092-419-1078 中央区 092-718-1145 南 区 092-559-5127 城南区 092-833-4170 早良区 092-833-4352 西 区 092-895-7063